

審 第 9 2 8 号
答 申 第 3 0 7 号
令和5年6月27日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年8月2日付け〇〇第〇〇号—1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第288号

令和3年6月2日付けで審査請求人から提起された、令和3年4月2日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不訂正決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）の職務代理者が令和3年4月2日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「『〇〇年度千葉県〇〇の派遣』の募集に応じて私が提出した書類や私の選考過程で作成された書類・メモ等全て。私の選考に係る書類・メモ・データ等の全て。」の開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県教育庁〇〇教育事務所（以下「〇〇教育事務所」という。）が保有する「〇〇年度千葉県〇〇派遣事業面接評定票」（以下「面接評定票」という。）、「書類審査採点表」、「面接審査採点表」に記録された個人情報を特定して、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号にて自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和3年3月8日付けで、実施機関に対し、条例第30条第1項の規定により、「『面接評定票』（2枚の内の1枚）※私の面接での記録であれば。（情報不足で、真偽不明）」の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求の趣旨は、「面接評定票（2枚の内の1枚）」（以下「本件文書」という。）の「希望以外の勤務可能地区」欄に書かれた、「〇〇（〇〇）、〇〇（〇〇）、配置をさける（親族）」の記述（以下、「本件記述」という。）の削除を求めるものである。

(4) 実施機関は、本件訂正請求に対し、本件決定を行った。

(5) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年6月2日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(6) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年8月2日付け〇〇第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

令和3年4月2日付け〇〇第〇〇号により通知した「自己情報不訂正決定通知書」を取り消す。審査請求人に関する本件文書の事実に基づかない本件記述の削除と聞き間違いの開き直りを謝罪すること。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 実施機関は、「審査請求人が『〇〇(〇〇)、〇〇(〇〇)に親族がいる』という旨の発言をしなかったことが明らかにならなかった」と書いているが、この面接を受けていた私には、一切の事情聴取がされていない。面接者に聞いたかどうかも分からないが、一方の当事者である私に事情も聞かずに「発言をしなかったことが明らかにならなかった」などと決めつけるのは適切な調査とはいえない。

(イ) 私には、「〇〇(〇〇)、〇〇(〇〇)に親族がいる」などと答えて何の損得もない。事実、調べてもらえば分かることだが、千葉県教育界に私の親族は就職していない。

(ウ) 面接者が私の前後の希望者の聞き取りを間違えて記入したのだから、その誤りを訂正してくれれば済むはずである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論書の主旨について

本件訂正請求で私が請求したのは、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇教育事務所で私が受けた〇〇採用面接での本件文書の誤記入又は、他人の面接評定票との取り違えの訂正である。弁明書は、私の正当な請求を否定し、たとえ私の指摘が合っていたとしても、〇〇の採用事務が終了しているので、「著しく事務が煩雑になり、業務の適正な実施に支障を及ぼす恐れがあるので訂正しないことにつき正当な理由がある」との恐るべき論理を展開している。これらの論理を許せば、行政事務に間違いがあっても、事実は追及されず、ほとんどの場合訂正されないことになる。

イ 実施機関が行った調査について

私からの事情調査は一切なく、私や私の信頼を置ける代理人は全く参加できていない。私が決定的な証拠を出して突きつけないと訂正しないとの対応はおかしい。実施機関内部のお手盛り調査のみで私の客観的で真っ当な請求を一刀両断に否定している。公平・公正で客観的な調査を行う意志がみられない。

ウ 条例第32条の適用について

(ア) 実施機関は弁明書において、本件文書は、「過去の事実を記録することが利用目的であるものであるところ、請求人の主張は、これについて現在の事実を訂正することを請求する場合にあたる」と書いているが、私は「現在の事実」に訂正することを請求したことはない。私の訂正請求内容は、〇〇年〇〇月〇〇日時点で〇〇や〇〇に私の親族はいないし、面接時にそのような回答をしていないので、聞き間違いを訂正しろとの訂正請求であり、「現在の事実を訂正せよ」などと請求していない。

(イ) 条例第32条の「ただし書き」は例外規定であり、よほどのことの場合に限定的に使われるものでなければならない。

(ウ) 私の訂正請求は、「本人や第三者の権利利益を害するおそれ」は全くなく、むしろ真実の記載を求めているのであるから、真つ当な請求である。また、採用面接時の聞き間違いの訂正（本件文書の訂正）であり、教育長の行政権限があればそれほど煩雑でも業務に支障を来さすほどの事務量も必要ない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

(2) 事案の概要について

本件審査請求は、審査請求人から、本件訂正請求を受け、実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人がこれを不服とし、本件決定の取消しを求めた事案である。

(3) 処分の内容について

ア 自己情報訂正請求について

審査請求人は、「この『面接評定票』の記述が私の面接時に書き込まれた記述だとしたら、明らかな聞き間違いです。私の親族で千葉県に勤務している者はいませんので、このような回答はするはずがありません。私は、この『面接評定票』は別の人のものではないかと考えていますが、文面のほとんどが不開示で確かめようがありません。少なくとも、この記述は、私に関するものではありません。」を理由として本件文書に記録された本件記述を削除することを求める本件訂正請求を行った。

イ 審査請求に係る処分について

実施機関は、本件訂正請求を受け、「書類の性質上、面接評定票は面接の状況を記載するものであり、審査請求人が提出した書類に基づく調査では、面接の場において、審査請求人が『〇〇（〇〇）、〇〇（〇〇）に親族がいる』という旨の発言をしなかったことが明らかにならなかったため」を理由として、本件決定を行った。

ウ 本件文書の内容について

本件文書は、〇〇年度の千葉県〇〇派遣事業に係る採用選考において、〇〇教育事務所の面接官が審査請求人を面接した際に、面接で得られた情報を記入し、面接の評価を記録する目的で作成された行政文書（保存期間5年）である。

エ 千葉県〇〇派遣事業について

(ア) 事業の概要

千葉県〇〇派遣事業は、〇〇を図る事業である。

(イ) 採用までの手続について

千葉県〇〇に出願する者（以下「出願者」という。）は、「申込書」を記入し、それを希望する地区の教育事務所に提出する。

教育事務所は、「申込書」受理後、出願者に対して書類審査と個別面接による選考を行う。書類審査は、「申込書」に記入された志望動機と勤務実績についての審査で、その配点は〇〇点である。個別面接は、各出願者1名に対して教育事務所面接官2名が行い、面接の結果を〇〇の観点で評価する審査で、その配点は〇〇点である。各面接官は、面接を進めつつ、面接評定票に聞き取った内容を記録に残す。書類審査、個別面接のそれぞれの結果を総合的に判断し、採用基準に達した者を〇〇候補者とする。

採用・不採用の結果は、「〇〇候補者選考結果通知書」にて出願者に通知する。

なお、採用・不採用の事務は完了し、〇〇年〇〇月〇〇日をもって、本件文書はその目的を達成している。

(4) 処分の理由について

ア 本件決定では、訂正しない理由を「書類の性質上、面接評定票は面接の状況を記載するものであり、審査請求人が提出した書類に基づく調査では、面接の場において、審査請求人が『〇〇（〇〇）、〇〇（〇〇）に親族がいる』という旨の発言をしなかったことが明らかにならなかったため」と通知した。これは、条例第32条の「当該訂正請求に理由があるとき」に当たらないという意味である。すなわち、「当該訂正請求に理由があるとき」とは、千葉県個人情報保護条例解釈運用基準第32条によると、実施機関による調査の結果、請求どおり個人情報事実で

ないことが判明したときをいうところ、審査請求人が提出した書類に基づく調査では、そもそも審査請求人に親族がいる旨の発言の有無自体が明らかとならなかったため、個人情報に事実でないことが判明したとはいえないと判断したものである。

イ 面接評定票の作成に当たっては、まず、個別面接直前、担当面接官2名は面接評定票に面接官氏名、面接受験者名、面接実施日時を記入する。

次に、面接受験者への本人確認後、個別面接を開始し、聞き取った内容を元に面接評定票にのみ必要な情報を記録していく。最後に、個別面接が終了し、面接受験者が退室したら、面接評定票に評価を書き入れて完成させる。完成された面接評定票は、数名の一連の面接が終了した後に〇〇担当に提出され、管理及び保管された。このように、面接評定票は、ひとりひとりの面接ごとに完成させる流れで作成された。

審査請求人の個別面接を担当した面接官2名にとって審査請求人の面接は、〇〇であったことから混同を生じる可能性は相当程度の確実さをもってなかったといえる。当該面接官が当日に作成した全ての面接評定票と当日に行われた面接受験者の「申込書」の内容も確認したところ何ら誤認混同するような内容のものはなく、他の者との混同を生じる可能性はほぼ確実でないといえる。

さらに、当該面接官への聞き取り調査では、両者共に「親族がいる」という旨の発言を聞いていたことが判明した。当該面接官2名のうち一方が作成した本件文書には、「〇〇(〇〇)、〇〇(〇〇)に親族がいる」という記載があるが、もう一方の面接官が作成した面接評定票には記載がない。記載した面接官は、配置を避けてほしい学校を審査請求人に問うた際に、〇〇と〇〇に親族がいるという旨の回答があったため、本件文書に記録したとしている。記載していない面接官も、同様の発言があったことは記憶しているが、審査請求人が挙げた学校は共に、〇〇教育事務所の管轄外であるため記録には残さなかったとしている。

ウ したがって、請求どおり個人情報に事実でないことが判明したとはいえず、「当該訂正請求に理由があるとき」にはあたらない。

なお、面接評定票は面接の場において、面接官が聞き取った内容をそのまま記載する性質のものであり、面接での聞き取り内容の真実性は問わないものであるため、仮に請求どおり個人情報に事実でないことが判明したとしても訂正義務を負うものではない。

(5) 弁明について

ア 審査請求人は、「この『面接評定票』の記述が私の面接時に書き込まれた記述だとしたら、明らかな聞き間違いです。私の親族で千葉県に勤めている者はいませんので、このような回答はするはずがありま

せん。私は、この『面接評定票』は別の人のものではないかとも考えていますが、文面のほとんどが不開示で確かめようがありません。少なくとも、この記述は、私に関するものではありません。」と主張する。

しかし、上記（４）アのとおり、審査請求人が提出した書類を精査した結果、面接の場において、審査請求人が「〇〇（〇〇）、〇〇（〇〇）に親族がいる」という旨の発言をしなかったことが明らかにならなかった。

また、本件文書は、面接中又は終了直後に次の面接開始までの間に、面接官が直接記入する性質のものであり、審査請求人が指摘するように別の人のものと混同はしない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。以下、本件決定が適法かつ妥当である理由を念のため追加して主張しておくこととする。

イ 条例第３２条では、「実施機関は、訂正請求があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認められるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。

千葉県個人情報保護条例解釈運用基準によると、「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付ける趣旨である。訂正請求に係る個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。具体的には、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実で訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないとしている。

面接評定票は、過去の事実を記録することが利用目的であるものであるところ、審査請求人の主張は、これについて現在の事実で訂正することを請求する場合にあたる。なお、実際上も、〇〇年〇〇月〇〇日をもって採用・不採用の事務は既に完了し、その役目を既に終えていることから、今後当該個人情報を利用して事務を行うことは全くない。この意味でも目的の達成に必要とはいえない。

したがって、利用目的の達成に必要な範囲とはいえない。

また、面接評定票は、過去の事実を記録すること、過去にその場でそのような発言をした事実自体を記録することをその利用目的とする文書である。

したがって、仮に親族情報の内容が実態とは異なり、請求どおり個人情報事実は事実ではない場合であったとしても訂正の必要がないときにあたり、訂正する義務はない。

ウ 条例第３２条は、本文において訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであるが、ただし書きにより、法令の定めがあると

きその他「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」は、この限りでないとする。千葉県個人情報保護条例解釈運用基準によると、「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、訂正することにより、本人や第三者の権利利益を害するおそれがあるとき、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等をいう。

本件のような既に利用目的を達成し、当該個人情報を今後使用することが全くない文書内容の記載について請求どおりの訂正義務を認めるとすると、著しく事務が煩雑になり、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、仮に条例第32条本文の要件を満たしたとしても「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」にあたる。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件部分開示決定に基づき開示を受けた本件文書に記載されている自己の個人情報に対する訂正請求である。

(2) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件訂正請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、本件記述の訂正を求めており、これは、本件記述の内容が、本件文書に係る面接時において審査請求人の発言していない内容に基づくものであることから、その削除を求めるとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(3) 訂正の要否について

ア 条例第30条第1項は、「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるとき」は、その訂正の請求をすることができる」と規定し、条例第32条は、「実施機関は、訂正請求があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない」と規定する。

イ 千葉県個人情報保護条例解釈運用基準によれば、「事実」とは、「氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実をいう」とされ、その性質上、客観的な正誤の判定に適する事実をいうとされている。また、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、「実施機関による調査の結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明したときをいう」とされている。

これについては、審議会でも同様に解する。

ウ 「事実」の該当性について

実施機関は、本件文書は、〇〇年度千葉県〇〇派遣事業に係る採用選考において、〇〇教育事務所の面接官が審査請求人を面接した際に、面接で得られた情報を記入し、面接の評価を記録することを目的として作成するものであるとしている。

審議会で見分したところ、本件記述は、面接時に審査請求人が発言した内容を面接官が記入したものとなっており、これを削除するに当たっては、当該発言の有無が問題となるため、その性質上、客観的な正誤の判定になじまないものではないことから、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

エ 条例第32条の該当性について

(ア)「必要な調査」について

a 実施機関は、本件訂正請求を受けて、本件文書を作成した状況の確認や担当面接官からの聞き取り調査を行っているところ、審査請求人は、自らに対する事情聴取等がなされておらず、実施機関の調査は不十分である旨の主張をしている。

b 審議会で見分したところ、実施機関が行った調査は、審査請求人に対する事情聴取を行わなかった点で、十全であったとはいえないが、双方の主張内容からすれば、仮に審査請求人に対する事情聴取が行われていたとしても、審査請求人の本件記述に係る発言の有無を事実として確認することができる資料等を得ることはできなかったと考えられる。

したがって、本件訂正請求において、「必要な調査」がなされなかったとまでは認められない。

(イ)「当該訂正請求に理由があると認めるとき」について

審議会で見分したところ、本件では、双方の主張内容のみでは、審査請求人の本件記述に係る発言の有無を事実として確認することができず、そのほかに、当該発言の有無を事実として確認することができる資料等がないため、本件記述が審査請求人の発言内容と合致していないとはいえず、審査請求人が請求において主張しているとおりの審査請求人の本件記述に係る発言がなかったということが判明したとは認められない。

したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

(ウ)「当該訂正請求に係る利用目的の達成に必要な範囲内」について

仮に、本件訂正請求に理由があると認められたとしても、〇〇年度千葉県〇〇の採用に係る事務は既に完了しており、本件文書はその利用目的を達成していることから、訂正の必要はないと認められる。

オ 以上のことから、本件記述を訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年8月2日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年9月1日	反論書の写しの受理
令和5年4月27日	審議（令和5年度第1回第1部会）
令和5年5月25日	審議（令和5年度第2回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会